

国の要請に伴う大阪府建設工事条件付一般競争入札 の手續の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「公共工事の円滑な施工確保について」(平成30年2月2日付け総行第19号・国土入企第26号)の趣旨を踏まえ入札契約事務の迅速化を図るため、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱(以下「建設工事入札実施要綱」という。)及び建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱(以下「予定価格質疑要綱」という。)の特例について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、予定価格質疑要綱の定めるところによる。

(適用対象)

第3条 この要綱の適用対象は、次の各号のいずれにも該当する建設工事の入札案件(以下「特例案件」という。)とする。

- (1) 入札公告曜日を固定し、あらかじめ入札参加希望者に周知しているものであること
- (2) 予定価格が3億5千万円未満の最低制限価格制度を採用した入札であること
- (3) 入札に参加しようとする者が入札手続を入札システムを用いて行う入札であること

(参加資格確認申請書の提出期間の短縮)

第4条 特例案件に係る参加資格確認申請書の提出期間は、建設工事入札実施要綱第9条第2項及び同条第3項の規定にかかわらず、公告の日から起算して3日間(休日等を除く。)に短縮することができる。

(質疑のできる期間及び回答期間の短縮)

第5条 特例案件に係る質疑のできる期間(以下「特例質疑期間」という。)は、予定価格質疑要綱第5条の規定にかかわらず、予定価格を公表した時刻から予定価格を公表した日から起算して2日後(休日等を除く。)の午後4時までとする。

2 特例案件に係る質疑に対する回答は、予定価格質疑要綱第9条の規定にかかわらず、特例質疑期間の終了日から起算して2日後(休日等を除く。)までに、契約管理システムへの登録により行うものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難な場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

3 前項の規定による回答を行ったときの契約局長への報告及び回答の取り扱いは、予定価格質疑要綱第10条第1項及び同要綱第11条の規定を準用する。

4 契約局長は、特例質疑期間の満了後速やかに、質疑の有無を契約管理システムにより確認するものとする。

(最低制限価格及び失格基準価格の公表の日)

第5条の2 特例案件に係る最低制限価格及び失格基準価格の公表は、建設工事入札実施要綱第7条第2項第2号の規定にかかわらず、前条第2項に規定する期日(同項ただし書の場合においては、回答を行った日)の翌日(休日等を除く。)までに行うものとする。ただし、前条第4項の規定により質疑がないことを確認した場合は、確認した翌日(休日等を除く。)までに行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めがない事項は、建設工事入札実施要綱及び予定価格質疑要綱の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行し、平成25年2月15日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。